特定非営利活動法人元気プロジェクト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法 人 元気プロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海 道網走郡美幌町字仲町2丁目96番地に置 く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球環境の改善に関心がある全ての人々に対して、ペットボトルキャップ収集活動等および世界の子ども達にワクチンを送る活動と地球環境改善の啓蒙活動を実施し、また網走管内の住民生活充実のために、各種の調査や提言など幅広い地域貢献活動を行い、もって国際協力と元気なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を 支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営 又は活動に関する連絡、助言又は援助の活 動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - □ ペットボトルのキャップ収集・ 分別事業
 - □ 地球環境改善への取り組み事業

世界の子ども達にワクチンを送
る事業

- □ 移住促進事業
- □ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - □ 広告事業
 - □ 物販事業
 - □ 前各号に関連する一切の事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1 号に掲げる事業に支障がない限り行う ものとし、収益を生じた場合は、同項 第1号に掲げる事業に充てるものとす る。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、 正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同し 入会した個人及び団体。
- (2)賛助会員 資金を援助する個人及び団体。
 - (3)特別会員 この法人の事業を行う上で協力が必要と理事会で認めて推薦するもの。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件 を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、 理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとし、理事長は 正当な理由がない限り、入会を認めな ければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員に推薦された者は、理事長が 別に定める本人の入会承諾書を理事長 に提出することにより会員となる。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定め る会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに 至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退 会届を理事長に提出して、任意に退会す ることができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する に至ったときは、理事会の議決により、 これを除名することができる。この場合、 その会員に対し、議決の前に弁明の機会 を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと理事会において判断されたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金 品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上8人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を 副理事長とする。なお、必要に応じて理事 の他に顧問を置くことができる。顧問は、 理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において、 それぞれ選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当

該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、 その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長 に事故あるとき又は理事長が欠けたと きは、理事長があらかじめ指定した順 序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の 定め及び理事会の議決に基づき、この 法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人 の財産の状況について、理事に意見 を述べ、若しくは理事会の招集を請 求すること。
- 5 顧問は、理事会の諮問に従い、この法 人の活動に関する意見表明・提言等を行う。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員 が選任されていない場合には、任期の 末日後最初の総会が終結するまでその 任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任し た役員の任期は、それぞれの前任者又 は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において も、後任者が就任するまでは、その職 務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数 の3分の1を超える者が欠けたときは、 遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する に至ったときは、総会の議決によりこれ を解任することができる。この場合には、 その役員に対し、議決する前に弁明の機 会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために 要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の 職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議 決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任、役員の職務及 び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)の 最高限度額

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する 場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議 の目的である事項を記載した書面を もって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、 監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2 号の規定による請求があったときは、 その日から30日以内に臨時総会を招 集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、 場所、目的及び審議事項を記載した書 面をもって、少なくとも5日前までに 通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25 条第3項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なる ものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、 又は他の正会員を代理人として表決を

- 委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、 第27条、第28条第2項、第30条第1 項第2号及び第50条の適用については、 総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係 を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する 事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会の議決した借入金最高限度額内 の借入金、その他新たな義務の負担 及び権利の放棄
- (7) その他総会の議決を要しない会務の 執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当 する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の 目的である事項を記載した書面を もって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規 定による請求があったときは、その日 から10日以内に理事会を招集しなけ ればならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、 場所、目的及び審議事項を記載した書 面をもって、少なくとも5日前までに 通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第 34条第3項の規定によってあらかじめ 通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を もって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席 できない理事は、あらかじめ通知され た事項について書面をもって表決する ことができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次 条第1項第2号の適用については、理 事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の 事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあっては、その旨を 付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に 掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分け て特定非営利活動に係る事業に関する資 産及びその他の事業に関する資産の2種 とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに 伴う収支予算は、理事長が作成し、理事 会の議決を得なければならない。
- 2 前項により議決した事業計画及び予算 については、理事長は次の総会にこれを 報告しなければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充 てるため、予算中に予備費を設けること ができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由 が生じたときは、理事会の議決を経て、 既定予算の追加又は更正をすることがで きる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、収支計 算書、貸借対照表及び財産目録等の決算 に関する書類は、毎事業年度終了後、速 やかに、理事長が作成し、監事の監査を 受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由に

より解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解 散するときは、正会員総数の5分の3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第52条 この法人が解散(合併又は破産 による解散を除く。)したときに残存する 財産は、法第11条第3項に掲げる者のう ち、地方公共団体に譲渡するものとする。
- 2 前項の地方公共団体の選定は、総会の議決を経なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとすると きは、総会において正会員総数の5分の 3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証 を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の インターネットホームページに掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な 細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から 施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 宮田 博行 副理事長 村田 将昭 理 事 中川 英保
 理
 事
 大野
 江二

 理
 事
 池野本
 央

 監
 事
 小室
 秀隆

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、 第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成 立の日から平成 24 年 3 月 31 日までと する。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収 支予算は、第44条の規定にかかわらず、 設立総会の定めるところによるものと する。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49条の規定にかかわらず、成立の日か ら平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条 の規定にかかわらず、次に掲げる額と する。
 - (1)正会員 団体会員は1口10千円、個人会員は1口5千円とし、任意に口数を申請する。
 - (2) 賛助会員 団体会員は1口3千円、 個人会員は1口1千円とし、任意に 口数を申請する
 - (3) 特別会員 無料とする。